

工場跡地等における持続可能な 土壌汚染対策支援事業のご案内

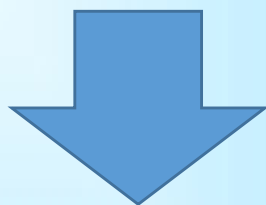
～土壌汚染がある工場・事業場跡地において、
掘削除去によらない対策を行う土地所有者等を
技術・費用の双方から支援～

土壌汚染対策？
対策費用？

汚染地管理？
不動産評価？



工場・事業場跡地を
売りたい人



工場・事業場跡地を
買いたい人

**土地利用転換アドバイザーに相談してみませんか？
土壌汚染対策の専門家や不動産鑑定士が訪問します。
技術面・費用面の支援メニューを用意しています。**

- 土壌汚染を残して土地を活用する場合の被覆盛土費用
- 一定濃度を超える汚染地での地下水汚染拡大防止技術の実証費用

東京都が補助金を交付して支援します。

まずはお問い合わせください！

東京都環境局

土壌地下水汚染対策担当

電話：03-5388-3456

「土地利用転換アドバイザーの件で」
とお伝えください。



←詳しくは、
環境局Webサイト
もご覧ください。

1.土地利用転換アドバイザー派遣【技術支援】（無料）

中小事業者が東京都内に設置していた工場跡地に、専門知識を持ったアドバイザーが訪問して助言を行います。

- 法令で求められる対策
- 掘削除去によらない土壤汚染対策
- 汚染土壤を管理しながらの土地活用
- 不動産評価の考え方
- 狭あい地での対策技術

2.被覆盛土支援【補助金】

土壤汚染を残して土地を利活用する場合、以下の条件に該当する場合、被覆盛土費用を支援します。

条件	① 土地利用転換アドバイザーを利用している ② 都、区市に土壤汚染状況調査結果の報告書が提出されている ③ 900 平方メートル以下の土地 ④ 形質変更時要届出区域※ ¹ 又は要管理区域※ ¹
対象者	上記の土地を購入した者、返還を受けた者
補助金額	土壤汚染を残して被覆盛土をする土地 1 m ² につき 4445円/m² 補助

※¹ 土壤汚染は確認されたが健康被害の起こるおそれがないので、除去などの措置が求められない区域

3.地下水汚染拡大防止技術支援【補助金】

一定濃度を超える土壤汚染・地下水汚染に対し、認定された技術で対策の実証を行う場合、その実証費用を支援します。

条件	① 土地利用転換アドバイザーを利用している ② 都、区市に土壤汚染状況調査結果の報告書が提出されている ③ 地下水汚染拡大防止区域※ ² 相当である
対象者	上記事業場の土地の所有者、管理者若しくは占有者及び上記土地を購入した者等
対策方法	地下水汚染拡大防止技術評価委員会で認定された技術で施工
補助金額	対策実証費用（ 最大3,000万円 ）

※² 一定濃度を超える土壤汚染又は地下水汚染がある区域

▶ 支援制度の流れ

